

法令改正! 溶接ヒュームが 特定化学物質に!

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が作業者に
神経障害などの健康被害を及ぼすおそれが明らかになりました。

法改正に伴う必要な準備!

～令和3年4月1日より施行開始～

- ① 全体換気装置による換気
令和3年4月1日より運用開始
- ② 空気中の溶接ヒューム濃度の測定
令和4年3月31日まで実施
- ③ 床の掃除
令和3年4月1日より運用開始
- ④ 呼吸用保護具の使用
令和3年3月31日までに準備
- ⑤ 特殊健康診断 ※経過措置あり
令和3年4月1日より運用開始
- ⑥ 作業主任者の専任 ※経過措置あり
令和4年3月31日までに準備

関連法 関連規則

労働安全衛生法施行令・特定化学物質障害予防規則・作業環境測定法施行規則・
作業環境評価基準等 出典：厚生労働省



溶接ヒュームの法改正にあたり 弊社がお手伝いできること

✓ 全体換気装置による換気 作業場の全体換気装置がこれと同等以上の措置が必要

- ・ 全体換気装置・プッシュプル式換気装置・局所排気装置等、様々な方式の装置が対象となります
- ・ 選定においては「空気中の溶接ヒューム濃度の測定」にて、定められた基準をクリアできる機器が必要となる為、作業環境に応じた装置を検討する必要があります。



✓ 床の掃除器具の販売

- ・ 屋内作業場の床等を、水洗等で容易に掃除できる構造にする必要があります。
- ・ 水洗等、粉じんの飛散しない方法で、1日1回以上の清掃が必須です。



✓ 空気中の溶接ヒューム濃度の測定

- ・ 新たな作業方法を採用しようとする時
- ・ 作業方法を変更しようとする時

労働者の身体に装着する試料採取機器等で測定し、結果に応じて換気装置の風量の増加等、措置を講じて再度測定する必要があります。測定結果は、アーク溶接等作業を行わなくなった日から3年間の保存が必要です。



✓ 呼吸用保護具の販売

屋内・屋外問わず、金属アーク溶接等作業を行う全ての作業場において、有効な呼吸用保護具が必要

特に継続して金属アーク溶接等を行う屋内作業場においては、「空気中の溶接ヒューム濃度の測定」結果に応じて最適な呼吸用保護具の選定が必要です。1年以内ごとに1回、定期的に呼吸用保護具が適切に装着されている確認を実施し、その記録を3年間保存することとされています。



溶接ヒュームが特定化学物質となるにあたっての対応は丸越にお任せ下さい!

来年4月1日に向けて早めの準備を! ご相談ください!

◆◆◆ お客様お問い合わせ記入欄 ◆◆◆

今回の記事内容につきまして、ご質問・ご不明な点などございましたら下記ご記入の上、FAXして頂くか、電話にてお問い合わせ下さい。

- 溶接ヒュームの対策について相談したい
- 現場をみて提案してほしい

お名前

貴社名

ご住所 〒

電話番号

お電話かFAXで
ご相談ください!

〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市 南湖5-16-17

丸越のHPIはコチラ ⇒ <https://www.kk-marukoshi.com/>

TEL:0467-87-1551 担当: 中戸川 (ナカトガワ)

FAX:0467-85-2153